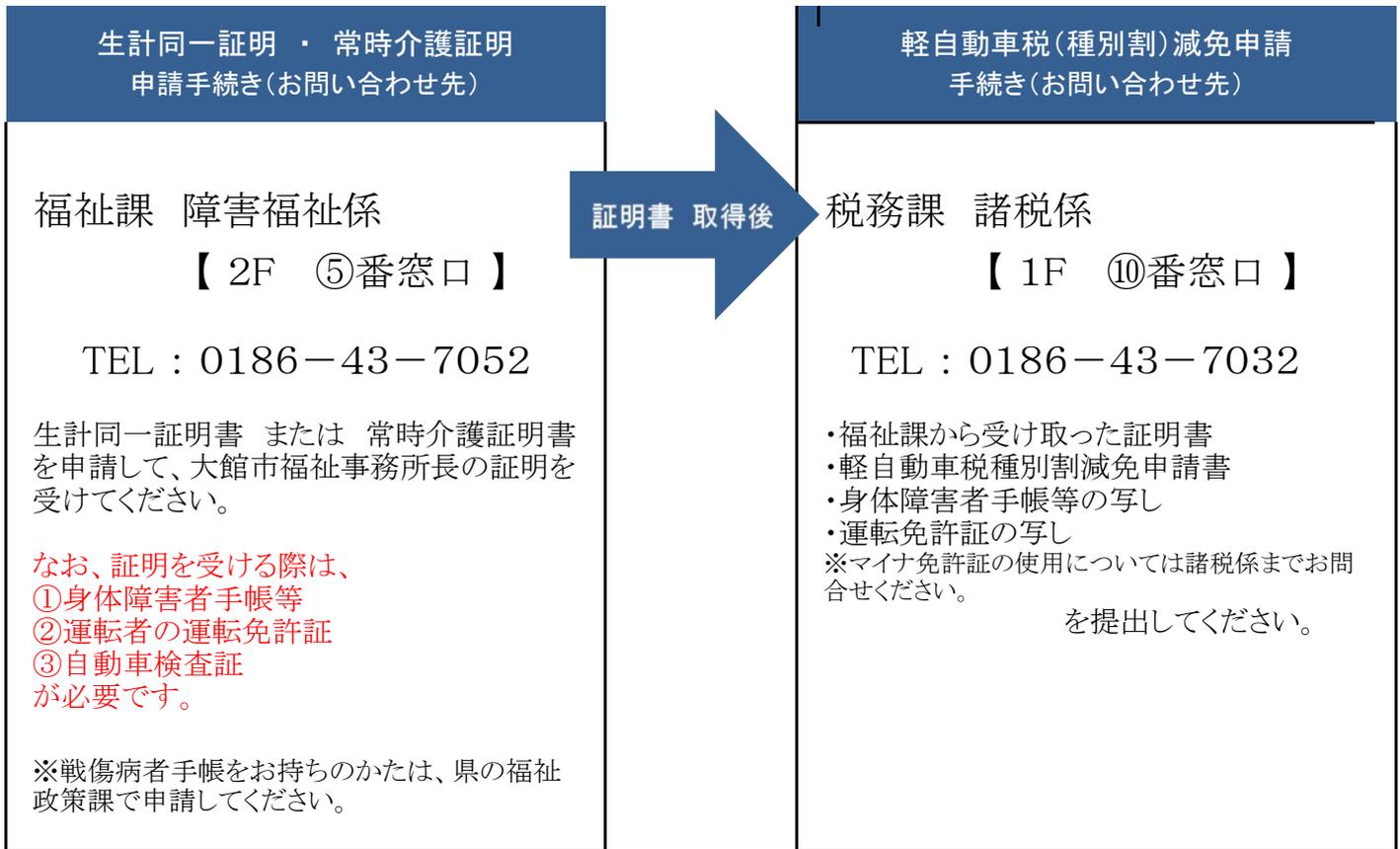


生計同一証明・常時介護証明申請書について

運転者が障害者手帳所有者と同居していない、または世帯分離している場合は、生計同一証明書又は常時介護証明書が必要になります。

福祉課障害福祉係にて、別紙生計同一証明書又は常時介護証明書を申請し、交付された証明書を、減免の申請書と併せて税務課諸税係までご提出ください。



【 減免申請時に必要な証明書 】

1. 運転するかたが手帳をお持ちのかたと、同じ住所で別世帯である場合
 - ・生計同一証明書
2. 手帳をお持ちのかたが施設に入所されている場合
 - ・生計同一証明書
 - ※証明書を申請する際、①の書類を障害福祉係に提出する必要があります。
 - ①帰宅状況証明書 (※入所施設に証明してもらう必要があります。)
3. 運転されるかたが手帳をお持ちのかたと、別の住所である場合
(※手帳をお持ちのかたが、障害者のみで構成された世帯に属している場合のみ)
 - ・常時介護証明書
 - ※証明書を申請する際、①～③の書類を障害福祉係に提出する必要があります。
 - ①誓約書
 - ②運行計画書
 - ③(運行計画書の)証明書 (※通院先の病院に証明してもらう必要があります。)